

出雲崎町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和6年3月

新潟県出雲崎町

目次

第1	背景	1
1	気候変動の影響	1
2	地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
3	地球温暖化対策を巡る国内の動向	1
第2	基本的事項	3
1	目的	3
2	対象とする範囲	3
3	対象とする温室効果ガス	3
4	計画期間	3
5	上位計画及び関連計画との位置付け	3
第3	温室効果ガスの排出状況	4
1	「温室効果ガス総排出量」	4
2	温室効果ガスの排出量の増減要因	5
3	温室効果ガスの排出削減に向けた課題	5
第4	温室効果ガスの排出削減目標	7
1	目標設定の考え方	7
2	温室効果ガスの削減目標	7
第5	目標達成に向けた取組	8
1	取組の基本方針	8
2	具体的な取組内容	8
第6	進捗管理体制と進捗状況の公表	10
1	推進体制	10
2	点検・評価・見直し体制	11
3	進捗状況の公表	11

第1 背景

1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予想されています。

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5°C特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関す

る規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2022年2月末時点においては598地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億1,500万人を超える計算になります。

第2 基本的事項

1 目的

出雲崎町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「出雲崎町事務事業編」といいます。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、出雲崎町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2 対象とする範囲

出雲崎町事務事業編の対象範囲は、出雲崎町の全ての事務・事業とします。ただし、民間等への委託により実施している指定管理施設で、温室効果ガス排出量を直接管理していない施設については、別に要請することとします。

3 対象とする温室効果ガス

出雲崎町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)のみとします。

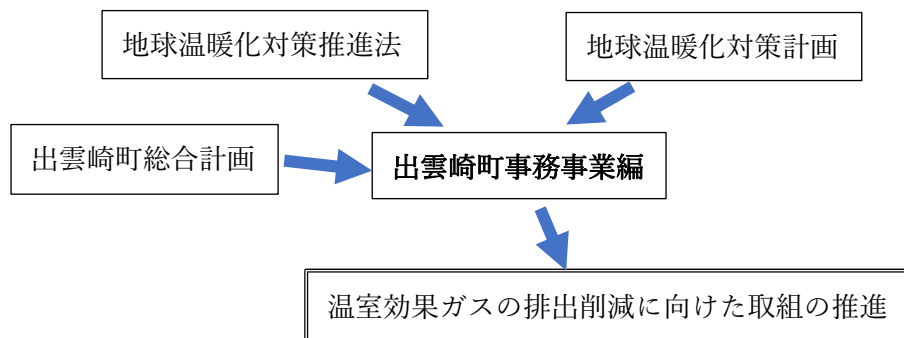
4 計画期間

2024年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から4年後の2027年度に計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2013 (H25年度)	…	2024 (R6年度)	2025	2026	2027 (R9年度)	2028	2029	2030 (R12年度)	
期間中の 事項	基準 年度		計画 開始			計画 見直し			目標 年度	
計画期間			→							

5 上位計画及び関連計画との位置付け

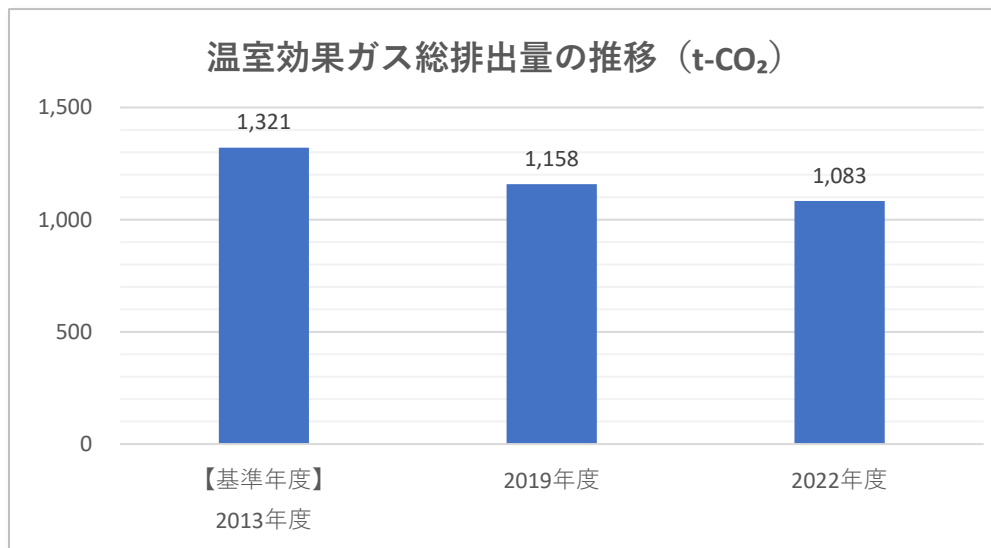
出雲崎町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び出雲崎町総合計画に即して策定します。



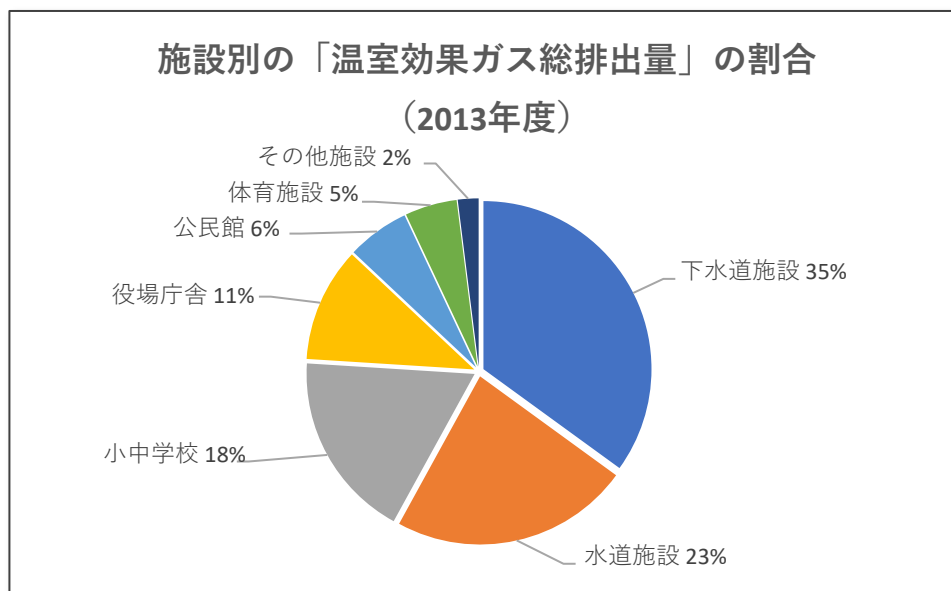
第3 温室効果ガスの排出状況

1 「温室効果ガス総排出量」

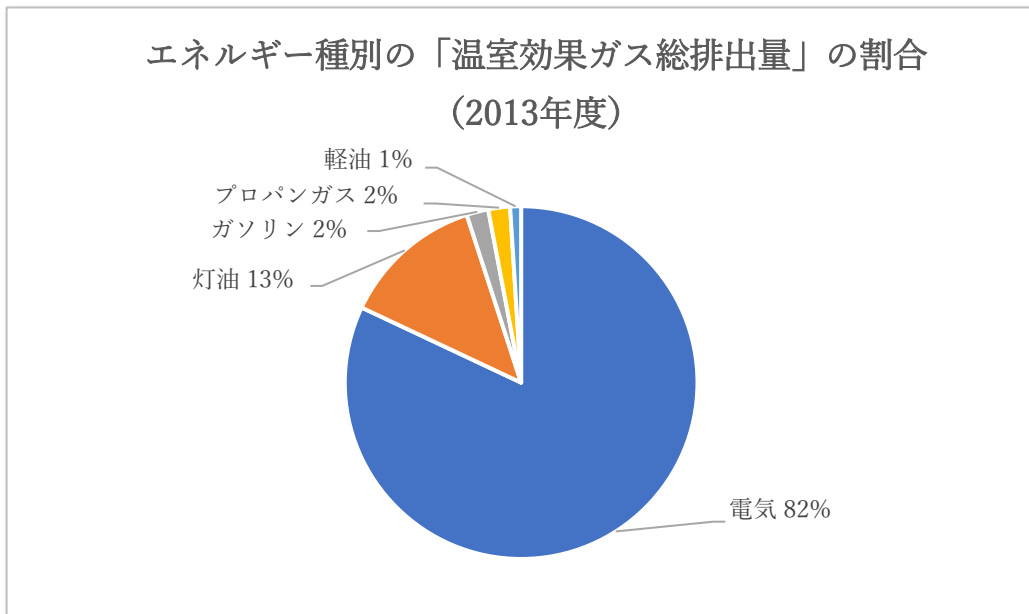
出雲崎町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、1,321t-CO₂となっています。過去の推移からみると、近年は減少傾向にあります。



施設別では下水道施設が全体の 35%を占め、次いで水道施設が 23%、小中学校が 18%、役場庁舎が 11%となっています。



また、エネルギー種別では、電気が全体の 82%を占め、次いで灯油が 13%となっています。



2 温室効果ガスの排出量の増減要因

出雲崎町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の主な増減要因は、次のとおりです。

(1) 増加要因

- ・陽だまり館、多世代交流館ほか公共施設の開設に伴うエネルギー消費量の増加

(2) 減少要因

- ・新型コロナウイルス感染防止対策による公共施設の利用者減に伴うエネルギー消費量の減少
- ・下水処理量の減少に伴う電気使用量の減

(3) 増減なし

- ・車両に使用するガソリンや軽油の使用量は、ほぼ横ばい状況

3 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

出雲崎町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、施設別に示します。

(1) 公共施設

公民館や体育施設は、2020 年以降のコロナウイルス感染対策の関係等から利用者の減少に伴い CO₂排出量も若干減少しましたが、これらの公共施設は多様な方が利用する施設で、利用者数にかかわらず、電気や燃料の使用に伴う CO₂排出量を減少させる取組が必要です。

(2) 学校

小学校は平成 29 年度から、中学校は平成 30 年度からエアコンの設置稼働により新

たな電気の需要が発生しましたが、全体としては若干の減少傾向にあります。しかし、熱中症対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されるので引き続き CO₂排出量を減少させる取組が必要です。

(3) 公用車

公用車の台数が数台増加したものの、CO₂排出量はほぼ横ばいの状況です。

公用車の更新に当たっては、電動車(EV・FCV・PHEV・HV)などの燃費性能の優れた自動車へ代替することで CO₂排出量を減少させることができます。また、利用職員のエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を下げるような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

第4 温室効果ガスの排出削減目標

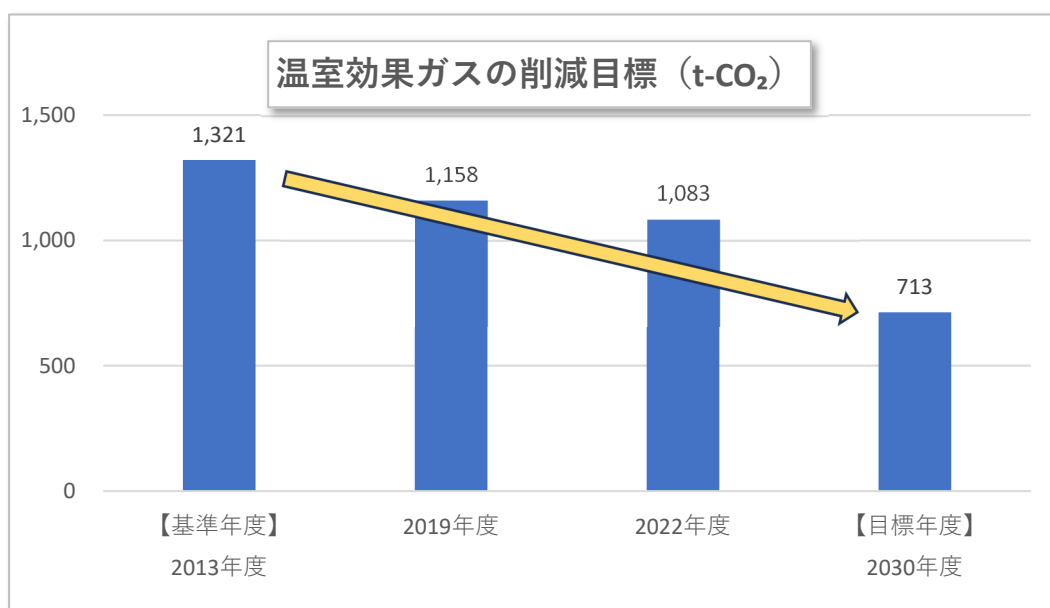
1 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、出雲崎町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

2 温室効果ガスの削減目標

目標年度(2030年度)に、基準年度(2013年度)比で46%削減することを目標とします。

項目	基準年度(2013年度)	目標年度(2030年度)
温室効果ガスの排出量	1,321t-CO ₂	713t-CO ₂
削減率	—	46%



第5 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

2 具体的な取組内容

政府実行計画では、下表に示された取組が示されています。出雲崎町においては「太陽光発電の最大限の導入」「電動車の購入」「LED照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措 置	目 標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の購入	代替可能な電動車(EV・FCV・PHEV・HV)がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも 2030 年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

(1) 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・自動販売機の照明は消灯します。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

(2) 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・街路灯、防犯灯の LED 化を進めます。

(3) グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契

約法)」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・出雲崎町グリーン購入基準に基づいた物品等の調達を進めます。
- ・「出雲崎町電力の調達に係る環境配慮方針(仮称)」の策定に向けて準備を進め、温室効果ガスの排出量の少ない電力の調達を目指します。
- ・用紙の節減(節水、ごみの減量)に取り組めます。

(4) 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- ・公共施設及び小中学校に太陽光発電の導入を進めます。

(5) 電動車(EV・FCV・PHEV・HV)の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車(EV・FCV・PHEV・HV)を導入し、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。

なお、電動車とは、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)のことです。

(6) 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ・地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組めます。
- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

(7) 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- ・計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- ・事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- ・テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

第6 進捗管理体制と進捗状況の公表

1 推進体制

出雲崎町事務事業編を推進するために、副町長を委員長とする「出雲崎町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

(1) 出雲崎町地球温暖化対策庁内委員会

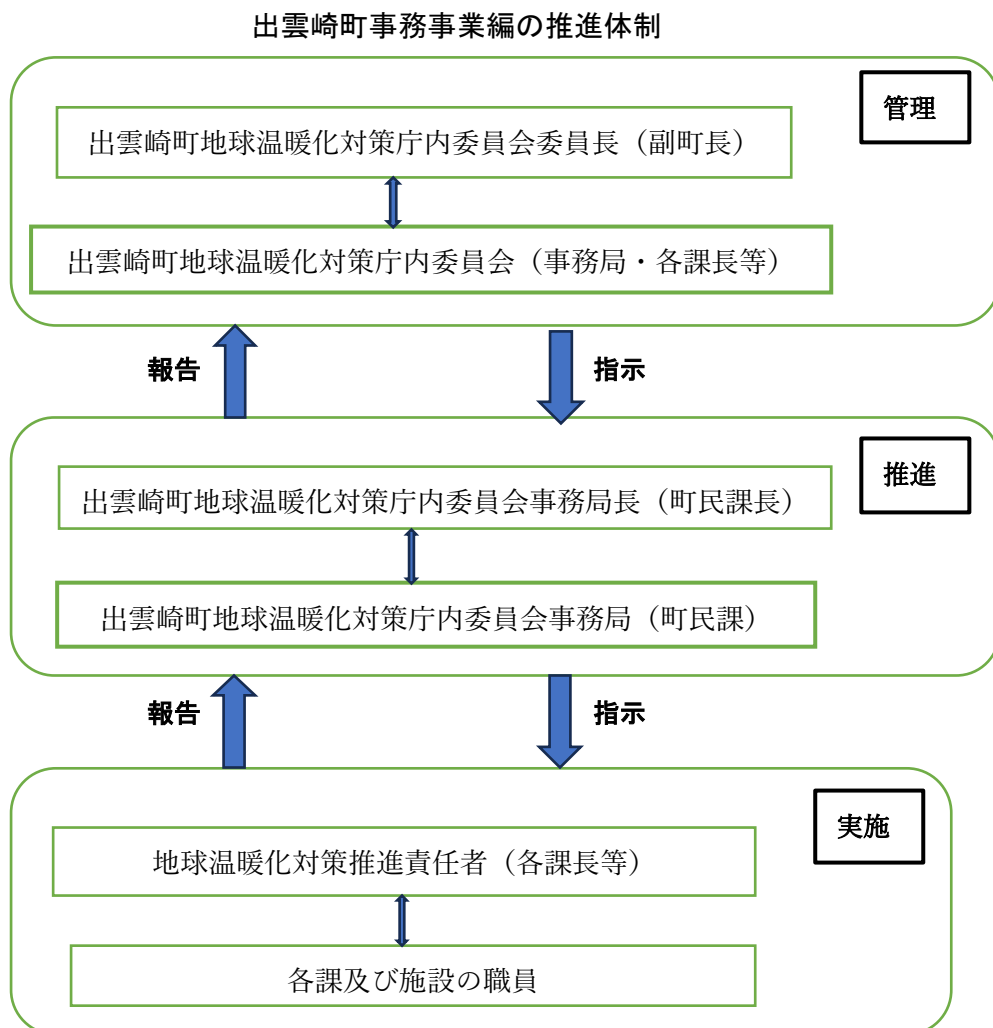
副町長を委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者(各課長等)で構成します。出雲崎町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

(2) 出雲崎町地球温暖化対策庁内委員会事務局

町民課長を事務局長とし、町民課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

(3) 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。



2 点検・評価・見直し体制

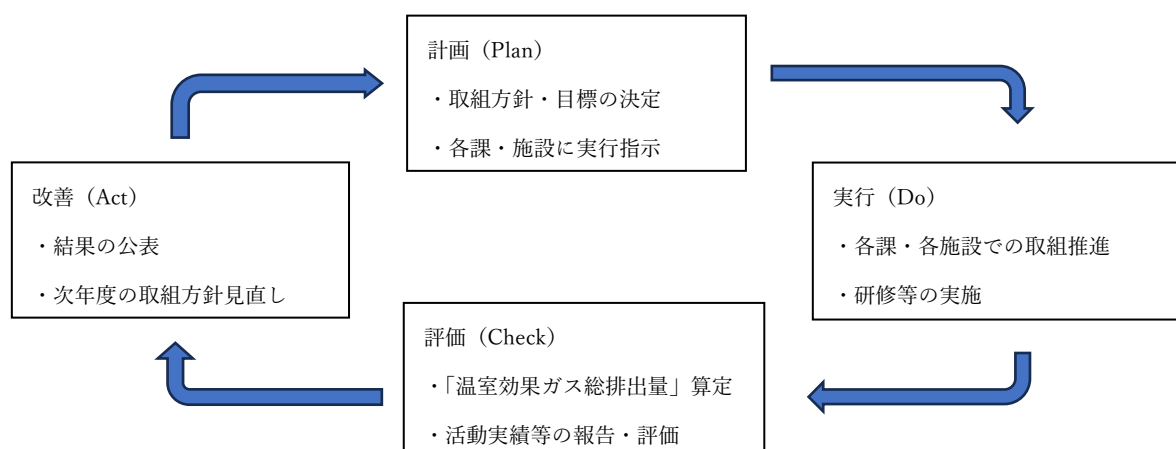
出雲崎町事務事業編は、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、出雲崎町事務事業編の見直しに向けた PDCA を推進します。

(1) 毎年の PDCA

出雲崎町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します

(2) 見直し予定時期までの期間内における PDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期(2027 年度)に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2028 年度に出雲崎町事務事業編の改定を行います。



3 進捗状況の公表

出雲崎町事務事業編の進捗状況は、出雲崎町ホームページ等で毎年公表します。